

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第19条第3項に規定する会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、協議会の趣旨に賛同して入会したものである。

2 会員となる場合は、別記第1号様式による入会申込書を会長に提出するものとする。

(会員の区分)

第3条 会員を次のように区分する。

- (1) 個人会員 個人単位で入会した者
- (2) 団体会員 社会福祉関係機関及び団体、ボランティア団体、町会・自治会、商店会等で入会したもの
- (3) 施設会員 社会福祉関係施設で入会したもの
- (4) 賛助会員 企業等で入会したもの

(会費)

第4条 会費は年額とし、次の区分による。

- (1) 個人会員 1口 1,000円
- (2) 団体会員 1口 2,000円
- (3) 施設会員 1口 5,000円
- (4) 賛助会員 1口 3,000円

(会費の納入)

第5条 会員は、会費を7月31日までに納入するものとする。ただし、新たに入会する者は、入会申込書の提出と同時に会費を納入するものとする。

2 納入した会費は、過誤納の場合を除き返還しないものとする。

(会費徴収の取り扱い)

第6条 会費徴収の取り扱いについては、会計責任者が指定したものがこれを取り扱うこととする。

(会費の領収)

第7条 会費を領収したときは、別記第2号様式による領収書を発行するものとする。

(退会)

第8条 会員は、次の各号の1に該当するときは退会したものである。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 死亡、転出又は解散したとき
- (3) 2年間引き続いて会費の納入がないとき

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年4月1日施行の規程は、これを廃止する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

会員規程

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 5 月 19 日から施行する。

入会申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人
豊島区民社会福祉協議会会長

下記のとおり、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会会員の申込みをします。

1. 申込者

住 所	〒
団体名又は 施設名等 代表者氏名	
ふりがな 氏 名	
電 話 番 号	()

2. 会員の区分

会員区分		口数	金額
①個人会員	会費1口 1,000円	口	円
②団体会員	会費1口 2,000円	口	円
③施設会員	会費1口 5,000円	口	円
④賛助会員	会費1口 3,000円	口	円

3. 次年度以降の取り扱いについて

下記のいずれかご希望のものをお選びください。

取り扱い
① 民生委員（地域の民生委員が集金に伺います。）
② 郵便振替（お近くの郵便局にてお振込みいただけます。手数料不要）
③ その他（社会福祉協議会の窓口にて納入など） ()

領 収 書

金 _____ 円也

但し 平成 _____ 年度豊島区民社会福祉協議会会費

内 訳

個人会員の会費 (年額 1,000 円) _____ 円

団体会員の会費 (年額 2,000 円) _____ 円

施設会員の会費 (年額 5,000 円) _____ 円

賛助会員の会費 (年額 3,000 円) _____ 円

上記正に領収致しました

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様

豊島区東池袋1丁目39番2号 電話(3981)2930 番

社会福祉
法 人 豊島区民社会福祉協議会

会 長 中 村 丈 一

会費徴収取扱者

印